## 東京都十壤汚染対策指針新旧対照表

改正案		現行	
第1 (現行のとおり)		第 1 (略)	
第2 土壌汚染に係る調査		第2 土壌汚染に係る調査	
1 (現行のとおり)		1 (略)	
2 汚染状況調査		2 汚染状況調査	
(現行のとおり)		(略)	
(1) (現行のとおり)		(1) (略)	
(2) 有害物質による土壌等(	り汚染状況	(2) 有害物質による土壌等の汚染状況	
(現行のとおり)		(略)	
ア 汚染状況の概況調査		ア 汚染状況の概況調査	
(現行のとおり)		(晒各)	
(ア) 調査対象物質		(ア) 調査対象物質	
(現行のとおり)		(略)	
テトラクロロエチレン	1,1―ジクロロエチレン、シス―1, 2―ジクロロエチレン、トリクロロ エチレン及び塩化ビニルモノマー (別名クロロエチレン)	テトラクロロエチレン $1, 1$ —ジクロロエチレン、シス $-1, 2$ —ジクロロエチレン <u>及びトリクロロエチレン</u>	
1, 1, 1―トリクロロエタン	1, 1―ジクロロエチレン及び塩化	1, 1, 1―トリクロロエタン 1, 1―ジクロロエチレン	
1, 1, 1 1///	ビニルモノマー (別名クロロエチ レン)	1, 1, 2—トリクロロエタン 1, 2—ジクロロエタン、1, 1—シ クロロエチレン <u>及びシス—1, 2—</u> ジクロロエチレン	

1, 1, 2―トリクロロエタン	1, 2—ジクロロエタン、1, 1—ジ クロロエチレン、シス—1, 2—ジ クロロエチレン及び塩化ビニルモ ノマー(別名クロロエチレン)
トリクロロエチレン	1,1一ジクロロエチレン、シス一1, 2一ジクロロエチレン及び塩化ビニルモノマー(別名クロロエチレン)
シス一1, 2一ジクロロエチレン	塩化ビニルモノマー (別名クロロエ チレン)
1, 1—ジクロロエチレン	塩化ビニルモノマー (別名クロロエ チレン)

(イ)から(オ)まで (現行のとおり)

## (カ) 調査方法

調査対象物質について、次に掲げる有害物質の区分に応じ、 それぞれ次に定めるところにより把握する。

有害物質の区分	第(トリン、ロスロスリー、カリン、ロック、リン・ロックのでは、カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カ	(現行のとお り)	(現行のとお り)
---------	---	--------------	--------------

トリクロロエチレン	1, 1―ジクロロエチレン <u>及びシス</u> <u>―</u> 1, 2―ジクロロエチレン
	<u>一1, 2</u> —ジクロロエチレン

## (イ)から(オ)まで (略)

## (カ) 調査方法

調査対象物質について、次に掲げる有害物質の区分に応じ、 それぞれ次に定めるところにより把握する。

有害物質の 区分	第一種有ター 第個人 第個人 第四人 第四人 第四人 第四人 第四人 第四人 第四人 第四	(略)	(略)
-------------	---	-----	-----

	ロエタン、1, 1, 2—トリクロロエタン、1, 3 ージクロロンで ロペン、びに ン及び塩マロロ にカモノロロ		
	(別石グロロ エチレン) をい う。以下同じ。)		
分析内容	(現行のとお り)	(現行のとお り)	(現行のとお り)
分析方法	(現行のとお り)	(現行のとおり)	
単位区画の 調査区分	(現行のとおり)		
調査区画の 選定	(現行のとお り)	(現行のとおり)	
試料採取地 点	(現行のとおり)		
試料採取方法	(現行のとお り)	(現行のとおり)	
第二調査区 分区画における調査の 追加	(現行のとおり)	(現行のとおり)	
既設の井戸の調査	(現行のとおり)		

	ロエタン、1, 1, 2ートリクロロ エタン、1, 3 ージクロロプ ロペン及びベ ンゼンをいう。 以下同じ。)		
分析内容	(略)	(略)	(略)
分析方法	(略)	(略)	
単位区画の 調査区分	(略)		
調査区画の 選定	(略)	(略)	
試料採取地 点	(略)		
試料採取方法	(略)	(略)	
第二調査区 分区画における調査の 追加	(略)	(略)	
既設の井戸の調査	(略)		

イ (現行のとおり)

(3)及び(4) (現行のとおり)

第3及び第4 (現行のとおり)

別表 1 地下水基準

有害物質の種類	基準値(単位1リットルにつきミリ グラム)	
1から26まで	(現行のとおり)	
27 塩化ビニルモノマー(別 名クロロエチレン)	0.002	

備考 (現行のとおり)

別表 2 第二溶出量基準

有害物質の種類	基準値(単位検液1リットルにつき ミリグラム)	
1から26まで	(現行のとおり)	
27 塩化ビニルモノマー (別   名クロロエチレン)	0.02	

備考 (現行のとおり)

附 則(平成二十八年告示第千七百二号)

- 1 この告示は、平成二十九年四月一日から施行する。
- 2 この告示の施行の際、現に都民の健康と安全を確保する環境に関する条

イ (略)

(3)及び(4) (略)

第3及び第4 (略)

別表 1 地下水基準

有害物質の種類	基準値(単位1リットルにつきミリ グラム)
1から26まで	(略)

備考 (略)

別表 2 第二溶出量基準

有害物質の種類	基準値(単位検液1リットルにつき ミリグラム)
1から26まで	(昭)

備考 (略)

例(平成十二年東京都条例第二百十五号)第百十六条第一項若しくは第四項 又は第百十七条第二項に規定する調査に着手している者に係る東京都土 壌汚染対策指針の適用については、この告示による改正後の同指針の規定 にかかわらず、なお従前の例による。